

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：提供先において個人データとなる場合の規律の明確化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：個人情報保護委員会

評価実施時期：令和2年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ～ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： vii

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

「提供元においては個人データに該当しないデータを第三者に提供する場合に、提供先が個人データとして取得することが想定されるときについても、本人の事前同意を義務付ける」こととしない場合、提供元においては個人データに該当しないデータについて、照合が容易な他の情報を有する提供先に提供し、提供先が個人データとして取得するという形態の普及を許し、本人の意思に反する当該提供が行われ、その権利利益が侵害されることを防止することが困難になる。

今後、情報通信技術等の一層の発展に伴い、個人データの利活用もより一層拡大することが予想されるところ、今回「提供元においては個人データに該当しないデータを第三者に提供する場合に、提供先が個人データとして取得することが想定されるときについても、本人の事前同意を義務付ける」こととしない場合、個人の権利利益を適切に保護することが極めて困難になる事態が発生する可能性が高まる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

現行法では、提供元においては個人データに該当しないデータを第三者に提供する場合に、提供先が個人データとして取得することが想定されるときについては、本人の事前同意が義務付けられていない。

情報通信技術の進展等により、提供元においては個人データに該当しないデータについて、照合が容易な他の情報を有する提供先に提供し、提供先が個人データとして取得するという形態の第三者提供が事業者間で普及しつつある。この場合、提供先においては当該個人データに係る本人が特定され、その権利利益が侵害されるおそれがあるにもかかわらず、現行法では本人の事前同意は不要ということになる。このような形態を規制しない場合、その普及を許し、本人の意思に反する当該提供が行われ、その権利利益が侵害されることを防止することが困難になる。

したがって、本人の意思に反する上記提供が行われ、その権利利益が侵害されることを防止することを実現するためには、提供元においては個人データに該当しないデータを第三者に提供する場合に、提供先が個人データとして取得することが想定されるときについても、本人の事前同

意を義務付ける必要がある。

なお、本件は、技術の進展等によって新たに普及しつつある新しい形態での個人の権利利益の侵害を未然に防止するための措置であり、規制を導入しなかった場合の発生件数を予測することは現実的でない。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用）

本件は、技術の進展等によって新たに普及しつつある新しい形態での個人の権利利益の侵害を未然に防止するための措置であり、規制を導入しなかった場合の発生件数を予測することは現実的でない。

（行政費用）

本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制対象拡大のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

・ 経済への副次的及び波及的な影響

「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直し 制度改正大綱」の意見募集において、本規制の内容の明確化を求める意見が寄せられたが、当委員会では今後、本規制を含め、ガイドライン等において具体例を示すこととしていることから、影響は限定的と考えられる。

・ 競争への副次的及び波及的な影響

規制の政策評価における競争状況への影響の把握を行うべく「競争評価チェックリスト」を活用した結果、競争に負の影響は限定的であるという結果になった。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

個人情報保護委員会において有識者、関係団体ヒアリングを実施。

(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/minutes/>)

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごとの見直し規定を新たに設けることとしているところ、当該時期に事後評価を実施する。

--

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本改正内容も含め、相談ダイヤルに寄せられる御意見や相談対応の結果等を通じて、今回の改正後の個人の権利利益の保護の状況を把握し、事後評価を実施する。